

香川県広域水道企業団条例第6号

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業長及び副企業長（以下「企業長等」という。）の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 企業長等の受ける給与は、給料とする。

(給料)

第3条 企業長等の受ける給料の額は、別表第1のとおりとする。

2 企業長等の給料は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において企業長等となり又は企業長等でなくなった場合の給料の額は、月割計算により支給する。

(旅費)

第4条 企業長等の受ける旅費は、別表第2に定めるもののほか、企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給する。

(給与等の支給方法)

第5条 給与及び旅費の支給方法は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	給料年額
企業長	5万円

副企業長	3万円
------	-----

別表第2（第4条関係）

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食事料（1夜につき）
		甲地方	乙地方	
企業長	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円
副企業長	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

備考

- 1 日当は、内国旅行（本邦における旅行をいう。）のうち、出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に支給する。
- 2 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。